



令和8年3月11日

静岡地方労働審議会  
会長 笹原 恵 殿

静岡県車両電気配線装置製造業  
最低工賃専門部会  
部会長 牧田 晃子

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について（報告）

本専門部会は、令和8年2月19日、第1回専門部会を開催し、以来2回にわたり慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

1 最低工賃の内容

(1) 適用する家内労働者

静岡県区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 最低工賃額

別表1のとおり

(4) 効力発生の日

法定どおり

2 審議経過一覧

別表2のとおり

## 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本（キャップ通しについては1個）につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 45 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 54 銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 62 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 76 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 32 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 67 銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 76 銭
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1個につき 57 銭

(注) 「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

静岡地方労働審議会  
静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会  
審議経過一覧表

諮問年月日 令和8年1月5日

開催年月日	審 議 概 要
第1回 令和8年2月19日	1 部会長、同代理の選出 2 専門部会運営規程について 3 関係資料の説明 4 金額審議
第2回 令和8年3月11日	1 金額審議（結審） 地方労働審議会令第6条7項 （同令第7条第4項準用）適用